

高知市土佐山へき地診療所指定管理者審査委員会における審査結果について

1 対象施設等

名 称 高知市土佐山へき地診療所
指定予定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

2 募集方法 指名による

3 指名団体 国立大学法人 高知大学

4 審査

(1) 審査委員会開催日 令和元年11月13日（水）

(2) 審査方法

申請団体から提出された書類の審査及び面接を実施し、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第69号）第4条の規定による選定基準に基づき3名の審査委員が採点を行い、得点を合計した。

(3) 審査結果

総得点 428点（600点満点）

主な評価内容

これまでの指定期間における施設の運営実績を踏まえた提案であり、地域に密着した医療の提供に取り組む姿勢が評価された。

また、診察予約の受付時に通院手段の確保が難しい利用者について、診療所がデマンドタクシーの予約を行うという利用者に配慮したこれまでの取組を継続することと、土佐山地域は、今後も高齢化が進行すると予測され、こうした地域では総合診療医の役割が非常に重要になると考えられることから、引き続き医学生の研修等により後進の育成に努め、地域住民に寄り添った医療を提供することを期待する。

【高知市土佐山へき地診療所指定管理者審査委員会 審査集計表】

高知市公の施設に係る指定管理者の選定手続等に関する条例第4条（指定候補者の選定等）	評価項目	配点（満点）	国立大学法人 高知大学
指定施設の運営方法が、市民等の平等な利用を確保することができるものであること	1 指定管理者の応募の動機と要望の把握及び反映	60	46
指定施設の設置の目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること	2 事業計画	120	90
指定施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること	3 事業者概要 4 運営体制 5 施設の維持管理 6 利用者の安全確保	210	142
収支予算書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	7 収支状況	90	62
個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること	8 個人情報の保護	30	22
市長等が施設の性質又は目的に応じて定める基準	9 健康の保持と増進 10 地域経済への貢献	90	66
合	計	600	428

5 審査委員会委員

（敬称省略）

	所属団体・役職名	氏名
委員長	高知市総務部副部長	加藤 勝巳
副委員長	高知市財務部副部長兼財産政策担当参事	田村 弘樹
委員	高知市健康福祉部副部長	田中 弘訓